

受益者負担適正化 ガイドライン

宝塚市

目次

- ▶ 1. 受益者負担の基本的な考え方とガイドラインの位置づけ
- ▶ 2. 受益者負担の種類
- ▶ 3. 使用料について
 - ▶ (1) 使用料の算定方法
 - ▶ (2) 原価算入項目(使用料)
 - ▶ (3) 受益者負担率の水準
 - ▶ (4) 各施設の受益者負担率
 - ▶ (5) 利用者区分による料金設定
 - ▶ (6) 対象外とする施設等
 - ▶ (7) 指定管理施設の利用料金または使用料
 - ▶ (8) 施設のあり方検討
- ▶ 4. 手数料について
 - ▶ (1) 手数料の算定方法
 - ▶ (2) 原価算入項目(手数料)
- ▶ 5. 使用料・手数料の見直しについて
 - ▶ (1) 使用料・手数料を見直す目安
 - ▶ (2) 激変緩和措置
 - ▶ (3) 見直し期間等の設定
- ▶ 6. 減免(減額・免除)の取扱いについて
- ▶ 7. 使用料・手数料以外の受益者負担について

1 受益者負担の基本的な考え方と ガイドラインの位置づけ

行政サービスは、サービスを受ける人（受益者）が負担する使用料や手数料（受益者負担額）のほか、市民からの税金（市税）により提供しています。

サービスを提供するために必要な費用（原価）に対し、受益者が負担する料金を「類似施設や近隣市の状況から決定し、その差額を市税で負担する」といった考え方ではなく、受益者が**どのくらいの割合を負担するのか**を見える化した上で、使用料・手数料を決定することが、受益者と非受益者における負担の公平性、公正性の確保や行政サービスの持続可能性を高めることにつながります。

また、宝塚市行財政経営方針に掲げるように、時代の変化に適応し続けるため、経営資源を効果的、効率的に配分していく必要があります。そのためには、行政サービスの提供に必要な費用を見える化し、市税負担額を明確にしておくことが重要です。

これらの考え方を背景に、**受益者に対してどの程度負担を求めることが妥当か**、その水準を示すものとしてガイドラインを制定します。

なお、使用料算定の際、施設の稼働状況を把握することで、稼働率の低い施設については、その事業内容や施設そのもののあり方について検討する必要があります。

2 受益者負担の種類

- ① 使用料
地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき徴収するもの
(例：会議室使用料、スポーツ施設使用料など)
- ② 手数料
地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務につき徴収するもの（例：証明書発行手数料、廃棄物処理手数料など）
- ③ 負担金
地方公共団体が法令、条例等に基づき徴収するもの
(広域利用施設などの負担金など)
- ④ 分担金
地方自治法第224条の規定に基づき、地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものから徴収するもの
- ⑤ 諸収入
私法上の契約関係に基づき徴収するもの

3 使用料について

3 (1) 使用料の算定方法

① 占有使用の場合（会議室など）

$$\text{原価} = \text{原価算入項目の総和}(*1) \times \frac{\text{貸出面積}}{\text{使用可能面積}(*2)} \times \frac{\text{貸出時間}}{\text{使用可能時間}(*3) \times \text{目標稼働率}(*4)}$$

② 個人使用の場合（入館料など）

$$\text{原価} = \frac{\text{原価算入項目の総和}(*1)}{\text{目標利用者数}(*4)}$$

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}(*5)$$

原則、使用料に消費税を含むもの(内税)(*6)とします。
また、使用料を改定する場合、100円未満は100円単位となるよう調整することとし、駐車場(*7)については、原価や受益者負担率に依らず、近隣駐車料金との均衡を考慮した料金設定とします。

(*1) 3(2) 原価算入項目(使用料)を参照

(*2) 共有部分を除く、施設の使用可能面積

(*3) 休館時間や休館日等を除く、施設の年間使用可能時間

(*4) 目標稼働率・目標利用者数に満たない場合、施設のあり方についても検討が必要(3(8) 施設のあり方検討を参照)

(*5) 3(3) 受益者負担率の水準を参照

(*6) 消費税法 第六条（非課税）に該当するものを除く。

なお、外税方式(消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額とする旨、条例に規定されているもの)の使用料は、税抜の金額で積算した原価に受益者負担率を乗じたものに税を加算し算定する。

(*7) 対象は市庁舎、宝塚駅前、武田尾駅前、文化芸術センター、ベガ・ホール、文化創造館、園芸振興センター、末広中央公園、東公民館、西公民館、スポーツセンターの各駐車場

3 (2) 原価算入項目 (使用料)

	項目	説明
市の歳出	人件費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など (報酬・給料・職員手当・共済費などを含む)
	報償費	サービス提供に必要な費用
	需用費	消耗品費、修繕料(減価償却費に計上しないもの)、印刷製本費、 光熱水費など
	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など
	委託料	外部委託する費用(*1)
	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など
	備品購入費	備品購入費(減価償却費に計上しないもの)
	減価償却費	備品および施設等に係る減価償却費
	工事請負費	機能維持に係る工事請負費(減価償却費に計上しないもの)
指定管理者の支出	施設維持管理運営経費	利用料金制度を導入している指定管理施設を維持管理、運営するために必要な経費(自主事業に係る費用を除く)
その他	修繕費(将来経費)	施設の根幹に関わる設備などで、複数年の修繕計画等により今後支出が決定している修繕費(*5)

減価償却費について、施設や備品は受益者が使用するものとの考え方から、**減価償却費を原価に含めます。**また、原則、消費税が課税されているものは税込の金額で積算(*2)するものとします。

なお、土地の取得に要した費用(*3)および災害等により一時的・臨時的に要した費用(*4)については**原価に含めません。**

(*1) 利用料金制度を導入している指定管理施設の場合、指定管理料を含めません。

(*2) 外税方式の場合、税抜の金額で積算する。

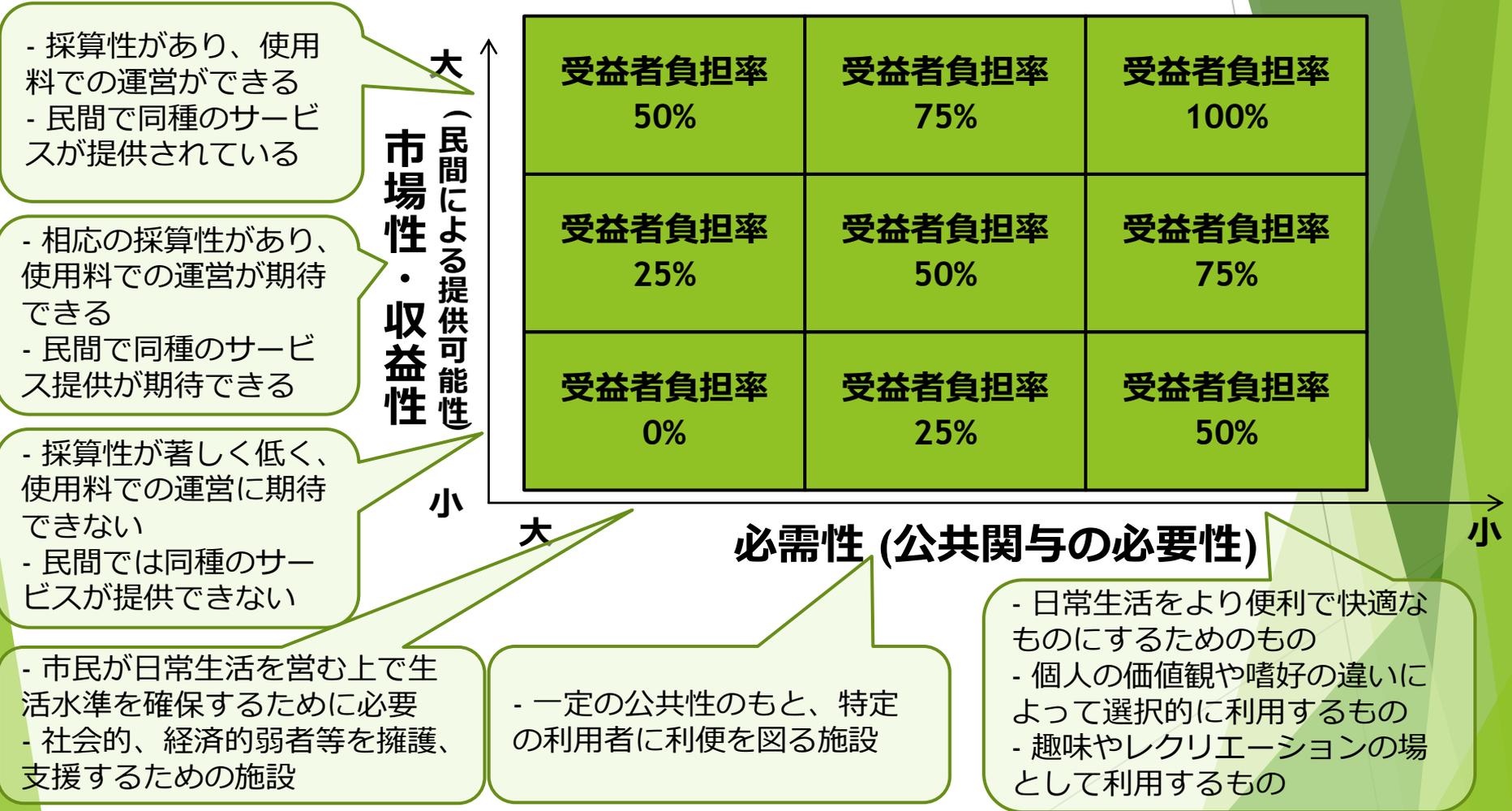
(*3) 土地は施設廃止後も市の資産として残り、原価を将来にわたって費用配分する減価償却の考え方に適さない。そのため、対象外とする。

(*4) 災害等による一時的・臨時的に要した費用は、通常のサービス提供に直接関係しないため、対象外とする。

(*5) 総費用から法定耐用年数で按分した費用を単年分として算入ができる。

3 (3) 受益者負担率の水準

必需性(公共関与の必要性)および市場性・収益性(民間による提供可能性)を軸に、受益者負担率を決定します。



目的外利用における負担割合は、施設の性質や設置目的等から外れるため、上記水準によらず受益者負担率100%とします。

3 (4) 各施設の受益者負担率

各施設について、以下のような受益者負担率としています。



(*1) テニスコート、屋内プール、屋外プール、トレーニング室、ふれあいコーナー
 (*2) (*1)以外の施設

3 (5) 利用者区分による料金設定

受益と負担の公平性を確保することが原則ですが、以下については利用者区分による料金設定を必要に応じて検討します。

- ① 市民・市民以外
- ② 夜間・曜日
- ③ 個人・団体
- ④ 大人・子ども
- ⑤ 登録グループ・一般
- ⑥ 営利・非営利

3 (6) 対象外とする施設等

① 独立採算が強く求められる施設やサービス(*)

☆ 地方公営企業法が適用されている事業に係る施設やサービスについては、独立採算により運営されています。

(*) 指定管理施設のうち利用料金制度による独立採算方式の施設、特別会計・公営企業会計の施設やサービス



個別に料金を設定するため対象外とします

② 宝塚市独自の判断によって使用料の**設定・変更ができない施設等**

- ・ 法令等により使用料を徴収できない施設（公園・道路・図書館など）
- ・ 法令等により使用料の積算方法等が定められている施設（市営住宅など）

③ 県条例や近隣市と協調しているものおよび、目的外使用など、別に条例で定めのない宝塚市行政財産使用料条例に基づくもの

④ 市条例において使用料を無償としている施設

⑤ 障害福祉等の法定サービスに準じたサービス提供に対して自己負担額（使用料）を徴収する施設

① 利用料金制度を導入している施設

3(1)使用料の算定方法により、設置管理条例で定める利用料金の上限額の適正化を図ります。実際に設定する利用料金については、各施設の設置管理条例で定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとなります。

なお、算定結果は、利用料金収入を算定する際の参考とします。

② 料金収受代行制度を導入している施設

3(1)使用料の算定方法により、使用料の適正化を図ります。

使用料または上限を超える利用料金の見直しに当たっては条例改正が必要となります。

条例上の使用料または利用料金の上限は市民利用の料金とし、市外利用や営利利用の料金は、市民利用の使用料または利用料金の上限額から一定倍率を乗じたもの、営利利用はさらに一定倍率を乗じたものにてできるような規定を設けます。

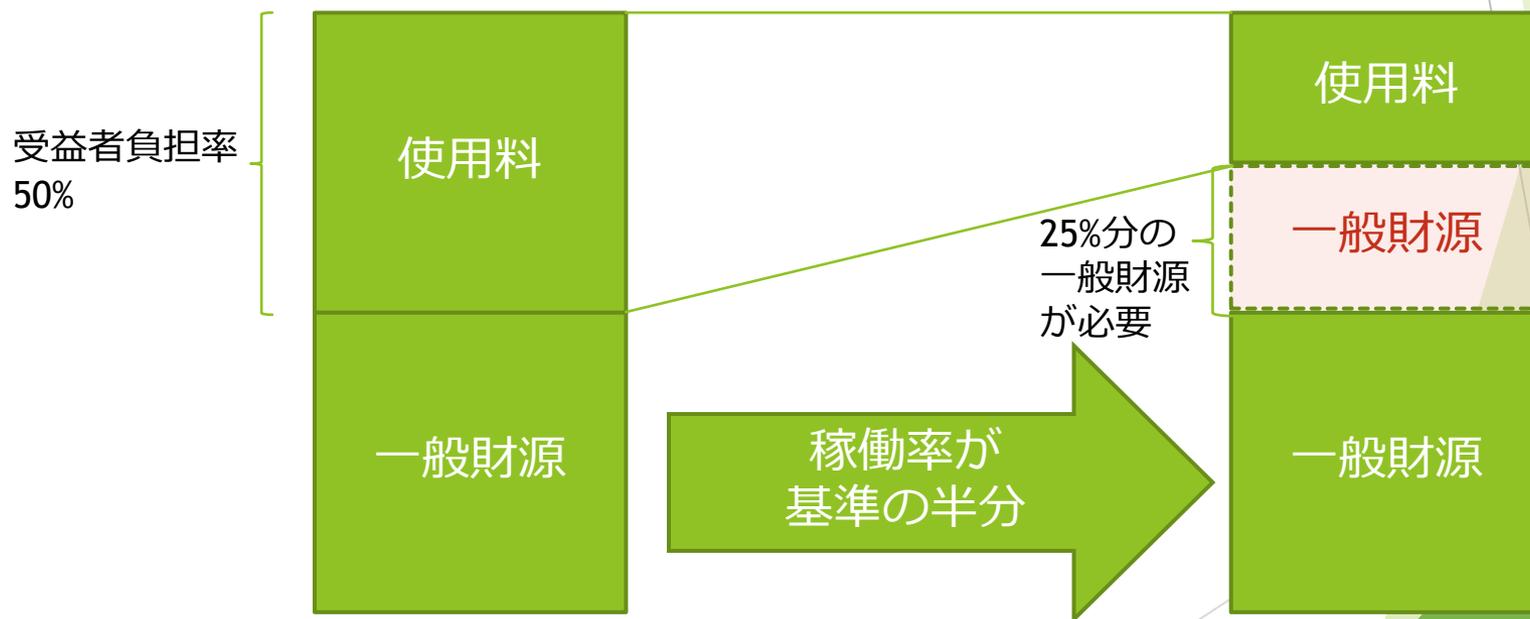
また、利用料金の上限を変更する条例改正をした場合、実際の利用料金を同程度の割合で変更する旨働きかけるとともに、変更することのメリット・リスクについて指定管理者へ説明します。

3 (8) 施設のあり方検討

受益者負担率を適正化したとしても、目標稼働率・目標利用者数に満たない場合、一般財源が増加します。

目標稼働率・目標利用者数に満たない施設については、施設を取り巻く状況（ニーズなど）を踏まえつつ、そのあり方についても検討する必要があります。

<(例) 受益者負担率50%の施設の稼働率が目標の半分となった場合のイメージ>



4 手数料について

4 (1) 手数料の算定方法

$$\text{原価} = 1\text{分あたりの人件費}(*1) \times 1\text{件当たりの処理時間(分)} + \frac{\text{原価算入項目の総和}(*1)(\text{人件費を除く})}{\text{年間処理件数}(*2)}$$

$$\text{手数料} = \text{原価}$$

原則、手数料に消費税を含むもの(内税)(*3)とします。
また、手数料を改定する場合、100円未満は100円単位となるよう調整します。

近隣市との均衡を考慮しますが、原則、原価を優先し手数料を決定します。

なお、DX推進に資する手数料(コンビニ交付など)については、利用促進を考慮した手数料とします。

また、法令等で標準額が示されているもの、県条例や近隣市と協調しているもの、独立採算が強く求められる特別会計・公営企業会計の手数料については例外とします。

(*1) 4 (2) 原価算入項目(使用料)を参照

(*2) 原則、過去3カ年の平均(決算ベース)

(*3) 消費税法 第六条(非課税)に該当するものを除く。

なお、外税方式(消費税率及び地方消費税率の合計に1を加えた率を乗じて得た額とする旨、条例に規定されているもの)の手数料は、税抜の金額で積算した原価に税を加算し算定する。

4 (2) 原価算入項目 (手数料)

	項目	説明
市の歳出	人件費	当該事務を行うために直接従事する職員の人件費など(報酬・給料・職員手当・共済費などを含む)
	報償費	サービス提供に必要な費用
	需用費	消耗品費、修繕料(減価償却費に計上しないもの)、印刷製本費、光熱水費など
	役務費	通信運搬費、保管料、手数料など
	委託料	外部委託する費用
	使用料および賃借料	機器のリース料、使用料など
	備品購入費	当該事務に使用する事務用機器等、備品購入費(減価償却費に計上しないもの)
	減価償却費	当該事務に使用する減価償却費

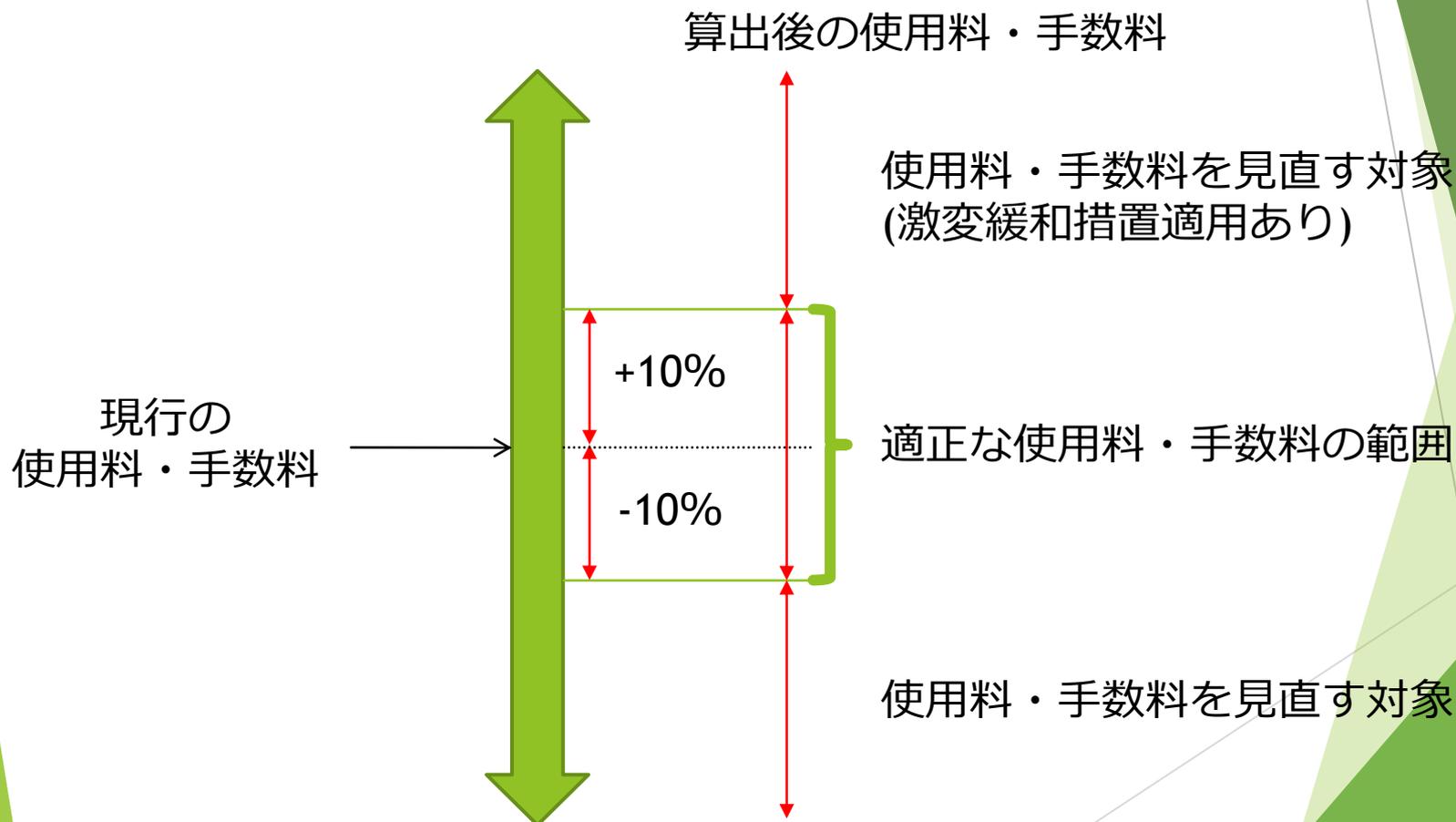
原則、消費税が課税されているものは税込の金額(*1)で積算するものとします。

(*1) 外税方式の場合、税抜の金額で積算する。

5 使用料・手数料の見直しについて

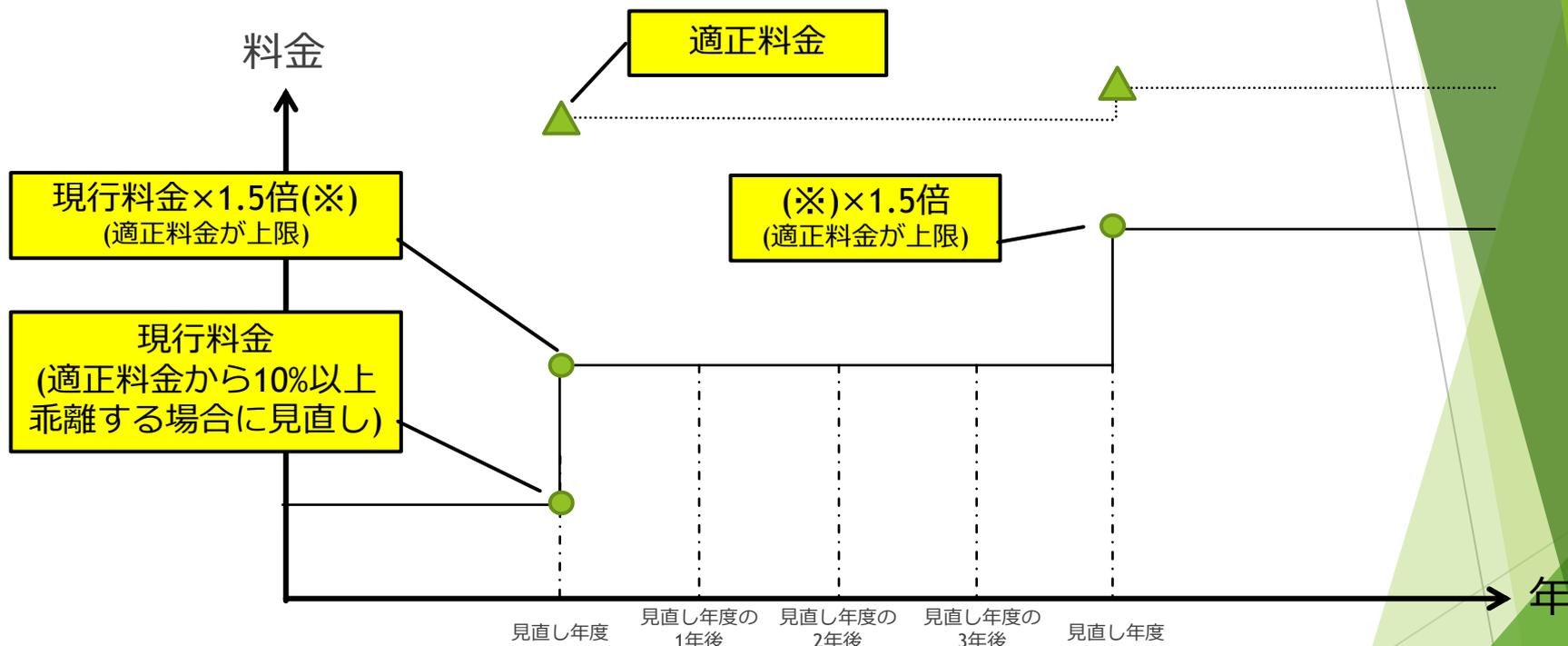
5 (1) 使用料・手数料を見直す目安

利用者負担の安定性を確保するため、使用料・手数料を算出した結果、現行金額との乖離が±10%以下であれば、現行料金を継続することとし、±10%を超えるものについては見直しの対象とします。



5 (2) 激変緩和措置

受益者負担額が大幅に変更となる場合、利用者の活動等に影響を及ぼすため、急激な受益者負担額の上昇に配慮した上で料金を見直します。激変緩和措置として、改定後の料金は現行料金の概ね 1.5倍を上限とします。



(例) 料金改定イメージ

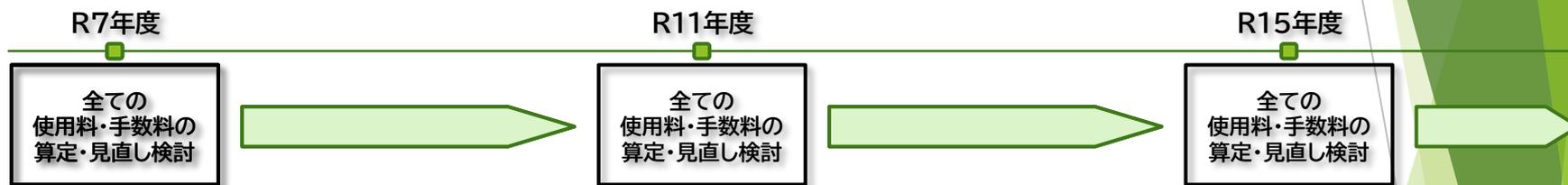


激変緩和措置の内容等については、負担増の状況により検討することします。

5 (3) 見直し期間等の設定

使用料(指定管理者の更新時期に関わらず)、手数料について、原則、4年ごとに見直します。

<令和7年度を起点に4年ごとに見直す>



ただし、物価変動などの社会経済情勢の変化や利用者数の変動、消費税率の改定など、大きな変化があった時には、その都度、適切に反映させることとします。

6 減免(減額・免除)の取扱いについて

使用料、手数料の減免制度は社会的弱者への配慮といった政策的判断によるものや、国・地方自治体等において職務上必要とする際に適用しているものです。

しかしながら、減免による減収分は税金(市税)によって賄われます。そのため、その適用は慎重に行う必要があり、減免はあくまで例外的な措置として取扱うものとしします。

負担金、分担金、諸収入については、使用料及び手数料の算定方法に準じて適切な負担額を算定し、負担を求めます。

更新履歴

更新日	主な更新内容
R3.11.22	初版
R4. 6.17	3(1) 使用料の算定方法のうち、個人使用の場合の原価算定式を改正
R5. 3. 6	3(2), 4(2)から減価償却費の対象基準となる金額を削除 3(5) 対象外とする施設等についての内容を追記 3(2), 3(6), 5(3) 指定管理施設に関する内容を追記
R6. 1.25	3(1),3(2),4(1),4(2) 消費税の取扱いを追記 3(4) 各施設の受益者負担率を追記
R7. 1. 8	3(2) 使用料の原価算入項目に工事請負費および修繕費(将来経費)を追加
R7. 8.13	3(1) 端数の取扱いの改定、駐車場について追記 3(4) 対象施設の見直し 3(6) 対象外とする施設の追記 3(7) 市外・営利利用の取扱い及び条例改正に伴う料金改定について追記 4(1) 端数の取扱いの改定、原価を優先すること等を追記 5(2) 激変緩和措置の内容を改定 5(3) 見直し期間を原則4年に1度に改定

付録

地方自治法(抜粋)

▶ (使用料)

- ▶ 第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

▶ (手数料)

- ▶ 第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

▶ (分担金等に関する規制及び罰則)

- ▶ 第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

▶ 2・3 略

利用料金制度を導入している施設の 設置管理条例

宝塚市立公民館設置管理条例（抜粋） （利用料金）

第10条 第8条の規定により利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更する場合においても同様とする。

3 第1項の規定により支払われた利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

別表(第4条、第10条、第20条関係)

1 宝塚市立中央公民館利用料金

施設	単位	利用料金
ホール	1室1日につき	28,600円
レク・ルーム	1室1日につき	7,400円
音楽室	1室1日につき	3,400円
料理室	1室1日につき	5,400円
学習室	1室1日につき	5,400円
和室	1室1日につき	3,400円
幼児室	1室1日につき	6,000円
造形室	1室1日につき	2,600円

備考 特殊器具の利用料金の額は、別に規則で定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

料金収受代行制度を導入している施設の 設置管理条例（1）

宝塚市立自転車等駐車場条例（抜粋）

（使用料）

第9条 第7条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第3に定める使用料を市に納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

（指定管理者が行う業務）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 建物、設備、備品等の維持及び小規模な修繕に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要があると認める業務

料金収受代行制度を導入している施設の 設置管理条例（2）

別表第3(第9条関係)

(単位 円)

自転車等の種類	自転車等の 駐車場所	定期使用の使用料				一時使用 の使用料
		1月		3月		
		一般	学生	一般	学生	
自転車	屋内	2,000	1,600	5,400	4,400	100
	屋外	1,700	1,400	4,600	3,700	100
	屋上階	1,500	1,200	4,100	3,300	100
原動機付自転車	屋内	3,400	2,800	9,200	7,400	200
	屋外	2,900	2,400	7,900	6,400	200
自動二輪車	屋内	5,100	4,100	13,800	11,100	300
	屋外	4,400	3,600	11,900	9,600	300

備考

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定期使用 1月(毎月1日から末日までをいう。)又は3月(毎月1日から翌々月の末日までをいう。)の期間(以下「使用許可期間」という。)内において使用回数に制限のない使用をいう。

(2) 一時使用 1日1回の使用をいう。

(3) 学生 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者をいう。

2 駐車場使用中に使用許可期間を経過した場合における経過した期間に係る使用料は、1日につき、一時使用の使用料の額とする。

3 第6条第4号に掲げるものに係る使用料については、別に市長が定める。